

消費税率改定に伴う 水道料金・下水道使用料の経過措置について

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、上下水道料金の改定をさせていただきます。

ただし、令和元年9月30日以前から継続して水道をご利用のお客様は、以下のとおり経過措置（消費税率8%）が10月1日以降の最初の検針分に限り適用されます。経過措置適用後から消費税率10%でのご請求となります。

偶数月検針の場合

令和元年12月検針分から10%の消費税率が適用されます。

検針月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分	8%	▲ ← 使用期間 → ▲					
12月検針分	10%			▲ ← 使用期間 → ▲			

▲は検針日

奇数月検針の場合

令和2年1月検針分から10%の消費税率が適用されます。

検針月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
11月検針分	8%		▲ ← 使用期間 → ▲				
1月検針分	10%				▲ ← 使用期間 → ▲		

▲は検針日

10月1日以降に使用開始されたお客様は、令和元年10月分及び11月分から10%の消費税が適用されます。

なお、経過措置の期間は10月31日までで、11月1日以降水道使用日数が2か月を越える場合は、水道料金等の3分の2に係る額が消費税率8%で、3分の1に係る額が消費税率10%となり、消費税率8%と10%が混在してのご請求となります。